

大都市制度史

『大都市制度史』通史編（1984年、ぎょうせい）は、写真のように810ページに及ぶ大著である。「大阪都構想」の行方が気になることもあり、じっくりと読んだ。編さんに至る経過を本書あとがきから紹介しよう。

昭和47年4月に札幌・川崎及び福岡の3市が政令指定を受け、指定都市が9となった際の指定都市市長・議長会議において特別市制運動の経過と指定都市制度創設の経過をふりかえって、新しい大都市制度のあり方を引き出すという趣旨から、編さんを進める方針が決定された。

この方針に基づいて協議の結果、制度史は、我が国の近代的地方自治制度成立の緒についた明治初期から現代に及ぶ大都市制度の推移を主体に、地方制度の形成過程と制度改革の動向について、年表・文献目録、資料編、通史の3部作をもって構成することとなった。47年から年表・文献目録4巻、資料編3巻が刊行された。制度史の完結編ともいべき通史の編さんについては、広島市が55年4月に政令指定され、指定都市が10市を数えるに至ったのを契機として、その翌年2月にあらためて通史の編さん・刊行に関する協議が行われた。

その結果、通史は1 大都市制度の歴史的な推移と特質、2 大都市制度の構造的な諸問題及び大都市をめぐる運動の経過と背景、さらに3 大都市の果してきた機能と役割及びその位置づけ等について、中央集権に対する地方分権、官治行政に対する地方自治、大都市機能を重視した大都市制度の充実・拡大を志向するという基調のもとに編さんを進めることにした。

通史を監修した東京市政調査会の星野光男研究部長の「監修のことば」を紹介したい。戦前は大都市なる故に一般市とは異なる特別な地位に置き、中央政府の監督を強める指向。明治22年の特例法で東京・大阪・京都の3市を他都市より強い政府の支配下に。昭和18年東京に政府の直轄都制がしかれたのもそのためであり、それまで都制については長年にわたり国会でも論議されてきたが、政府・貴族院はこの官治都制支持。一方東京市・衆議院は、他の大都市の支援をうけつつ自治権を強化する特別市制支持であったが、結局は戦時体制ということで官治におしきられてしまった。戦後は、ようやく大都市制度の面でも自治権強化指向の大都市制度がとり入れられ、地方自治法に「特別市」が明文化されることになった。「特別市」は明文化されたものの実現には至らず、昭和31年の大都市に関する特例（指定都市制度）への切りかえにより、大きく後退を余儀なくされたのであった。

（2015年5月8日）

